

労災保険の給付いろいろ 第2回

事務所だより

II 療養（補償）給付とは

第50号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

今月は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法と記載します）に基づく保険給付のうち、療養（補償）給付について紹介します。

業務上や通勤で

『通勤災害』に支給される給付を「療養給付」といいます。（下図参照）

給付の対象・期間

労働者が、仕事や通勤が原因で病気やケガを発症して医師の診察を受ける場合に、労災保険法に基づく給付が支給されます。仕事が原因の『業務災害』に支給される給付を「療養給付」、通勤が原因の『業務災害』に支給される給付を「療養補償給付」といいます。

通院する時は

なあ “治ゆ（症状固定）” とは、症状が安定し、疾病が固定した状態にあるものをいいます。すなわち、治療の必要がなくなった状態になつたら、治ゆ（症状固定）定めしたことになります。治ゆ（症状固定）後に再発した場合は、「アフターケア」によって補償されます。この「アフターケア」については、別の回で紹介いたします。

時効があります

なあ “治ゆ（症状固定）” とは、症状が安定し、疾病が固定した状態にあるものをいいます。すなわち、治療の必要がなくなった状態になつたら、治ゆ（症状固定）定めことになります。治ゆ（症状固定）後には、接する市町村内外に適切な医療機関が無いため、それらの市町村外で最寄りの医療機関へ通院したとき、なお、通院手段によって支給される金額が異なります。

- (一) 同一市町村内に適切な医療機関へ通院したとき
- (二) 同一市町村内に適切な医療機関へ通院したとき

年金加入記録は正しいですか？

**年金記録を
知っていますか**

自分の年金加入・納付記録
を知っていますか。

「ねんきん定期便」など、社会保
険庁（→平成二十一年）や日
本年金機構（平成二十一年）
からの郵便物を利用して、自
分の年金加入履歴や年金保険
料の納付履歴を確認したこと
がありますか。

確認したことがある方は、
自分の加入していた時期の年
金記録や保険料納付済みの記
録が抜けていませんでしたか。
まだ確認していない方は、手
元に郵便物が残っていれば一
度確認してみてください。

受給する年金額の基

平成二十五年三月時点にお
いて、加入者本人の基礎年金
番号に統合できていない記録
が約二千八十六万件残ってい
ます。

しかし、本来は基礎年金番
号に正しく収録されていない
ればならない年金加入記録等
が、未統合のままになってい
たのです。

【問い合わせ先】

民間企業に勤務
していた期間

年金事務所または
街角の年金相談センター

国家公務員や地方公
務員であった期間

当時勤務していた省庁
または地方自治体

私立学校・幼稚園に
勤務していた期間

日本私立学校振興・
共済事業団

- 異なる氏名や生年月日で
就職したことがある
- 何度か転職したことがあ
る
- 異なりの名前の読み方
がある
- 退職後、性または名が変
わった
- グループ内の企業間で出
向や転籍をした
- 使用期間中に退職した

みませんか。

なお、年金事務所や街角の
年金相談センターに出向けな
い方、問い合わせできない方
は、当事務所へお気軽にご相
談下さい。

七月の労務手続 【提出先・納付先】

- 健保・厚年保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報
告書の提出「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・
納付計器使用状況報告書の提
出「公共職業安定所」

現在の年金制度では、厚生
年金や国民年金などいずれの
年金制度に加入しても一人一
つの番号（一〇桁）に記録を
収録しています。

平成八年十一月よりも前は、
国民年金・厚生年金保険・共
済組合の制度ごとに加入者の
年金番号を独自に付けていま
した。そのため、加入してい

未統合が約一千万件

年金加入履歴や年金保険料
の納付履歴が、受給する年金
額の計算の基になっているこ
とをご存知ですか。

記録漏れが解消した結果、
年金受給額が増額するケース
が多く見られます。（ただし、
一部のケースで増額しない、
または減額することがありま
す。）

- 健保・厚年の算定基礎届の
提出期限（七月一日～一〇日）
- 保険料の申告書の提出期限
（六月三日～七月一〇日）
- 雇用保険被保険者資格取得
届の提出（前月以降に採用し
た労働者がいる場合）
- 労働保険一括有期事業開始
届の提出（前月以降に一括有
期事業を開始している場合）
- 身障者・高齢者・外国人雇
用状況報告書の提出

- 一〇日
- 基準監督署
- 健保・厚年の算定基礎届の
提出期限（七月一日～一〇日）
- 雇用保険被保険者資格取得
届の提出（前月以降に採用し
た労働者がいる場合）
- 労働保険一括有期事業開始
届の提出（前月以降に一括有
期事業を開始している場合）
- 労働者死傷病報告の提出
（休業4日未満、四月～六月
分）

八月頃の開花を楽しみに
植え替えをしたのですが、
品種が違っていました。購
入したのは西洋朝顔で、晚
夏～晩秋に開花するとのこ
と。まずは、緑のカーテン
を目標に育てていくことにし
ます。（ぎん）

編集後記

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com